

総務政策常任委員会資料

令和2年9月16日～18日

総 務 部

目 次

1 予算議案

(1) 令和2年度9月補正予算案の概要	1
(2) 総務部の令和2年度9月補正予算案	
総務部歳出予算課別集計表	6
補正予算説明資料	7

2 特別議案

(1) 議案第5号	
宮崎県税条例の一部を改正する条例	8
(2) 議案第7号	
知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	10
(3) 議案第8号	
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	11
(4) 議案第10号	
恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例	12
(5) 議案第13号	
職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	13
(6) 議案第14号	
宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	14
(7) 報告第1号	
専決処分の承認を求めることについて	15
令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)	
(8) 報告第2号	
専決処分の承認を求めることについて	15
令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第8号)	

3 その他報告事項

(1) 宮崎県森林環境税条例の施行状況及び今後の方針等について	16
(2) 令和2年7月豪雨に伴う熊本県芦北町への職員派遣(短期)について	20
(3) 令和2年台風第10号による被害状況等について	22

令和2年度9月補正予算案の概要

1 議案第1号 令和2年度一般会計補正予算（第9号）の概要

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係るもの、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものです。

補正額は、

一 般 会 計 2 2 1 億 5, 2 7 5 万 6 千 円

です。

この補正予算による一般会計の歳入財源は、

国 庫 支 出 金 5 2 億 3, 9 1 0 万 円
 財 産 収 入 1, 5 9 0 万 1 千 円
 繰 入 金 1, 2 1 3 万 6 千 円
 繰 越 金 7 6 億 2, 2 6 9 万 5 千 円
 諸 収 入 9 2 億 6, 2 9 2 万 4 千 円

です。

この結果、一般会計の予算の規模は、6, 9 3 0 億 1, 9 6 2 万 9 千 円となります。

一 般 会 計 歳 出 一 覧

(単位:千円)

款別	補正前の額	今回補正額	うち新型コロナ	計
			対策に係るもの	
総 務 費	38,536,935	14,313,239	572,130	52,850,174
民 生 費	103,862,931	2,181,952	1,827,621	106,044,883
衛 生 費	35,875,442	825,086	815,086	36,700,528
労 働 費	1,881,409	54,241	54,241	1,935,650
農 林 水 産 業 費	62,720,659	78,472	59,472	62,799,131
商 工 費	54,381,649	4,532,111	4,532,111	58,913,760
土 木 費	82,490,767	57,164	0	82,547,931
教 育 費	120,330,274	110,491	110,491	120,440,765
一 般 会 計 合 計	670,866,873	22,152,756	7,971,152	693,019,629

一 般 会 計 歳 入 一 覧

(1) 総括

(単位：千円、%)

款 別	令和2年度				令和元年度	
	補正前の額	9 月			9 月 現 計	
		今回補正額	補 正 後	構成比	予 算 額	構成比
自 主 財 源	253,289,921	16,913,656	270,203,577	39.0	238,752,237	39.0
県 税	99,080,000	0	99,080,000	14.3	100,150,000	16.4
地 方 消 費 税 金	49,652,503	0	49,652,503	7.2	42,475,838	6.9
分 担 金 及 び 金	4,615,890	0	4,615,890	0.7	1,998,214	0.3
使 用 料 及 び 料	10,024,139	0	10,024,139	1.4	10,061,698	1.6
財 産 収 入	883,787	15,901	899,688	0.1	881,838	0.1
寄 附 金	99,246	0	99,246	0.0	125,812	0.0
繰 入 金	36,333,860	12,136	36,345,996	5.2	31,536,242	5.2
繰 越 金	0	7,622,695	7,622,695	1.1	6,170,493	1.0
諸 収 入	52,600,496	9,262,924	61,863,420	8.9	45,352,102	7.4
依 存 財 源	417,576,952	5,239,100	422,816,052	61.0	373,536,385	61.0
地 方 譲 与 税	20,450,000	0	20,450,000	3.0	20,149,000	3.3
地 方 特 例 金	553,000	0	553,000	0.1	549,000	0.1
地 方 交 付 税	184,467,000	0	184,467,000	26.6	182,005,000	29.7
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	433,000	0	433,000	0.1	494,000	0.1
国 庫 支 出 金	140,876,752	5,239,100	146,115,852	21.1	97,898,485	16.0
県 債	70,797,200	0	70,797,200	10.2	72,440,900	11.8
歳 入 合 計	670,866,873	22,152,756	693,019,629	100.0	612,288,622	100.0

(注)構成比は、四捨五入の関係で内訳と合計が一致しないことがある。

(2) 歳入科目別概要

(単位：千円)

科 目	補正前の額	9月補正	補正後予算額	説 明
財 産 収 入	883,787	15,901	899,688	◎財産運用収入 5,701 ○財産貸付収入 5,701 ・財産貸付料 ◎財産売払収入 10,200 ○出資金払戻収入 10,200 ・住宅供給公社出資金
繰 入 金	36,333,860	12,136	36,345,996	◎基金繰入金 12,136 ○宮崎県大規模災害対策基金繰入金 5,736 ○観光みやざき未来創造基金繰入金 6,400
繰 越 金	0	7,622,695	7,622,695	◎繰越金 7,622,695 ○繰越金 7,622,695
諸 収 入	52,600,496	9,262,924	61,863,420	◎貸付金元利収入 3,100,000 ○商工貸付金元利収入 3,100,000 ・中小企業融資制度貸付金元利収入 ◎雑入 6,162,924 ○雑入 6,162,924
国庫支出金	140,876,752	5,239,100	146,115,852	◎国庫負担金 45,018 ○衛生費国庫負担金 45,018 ・急性伝染病予防費 ◎国庫補助金 5,194,082 ○総務費国庫補助金 2,245,421 ・個人番号カード利用環境整備費 ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 ○民生費国庫補助金 343,350 ・子育て支援対策臨時特例交付金 ・生活困窮者事業費 ○衛生費国庫補助金 2,118,719 ・精神保健費 ・医療施設等設備整備費 ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 ○農林水産業費国庫補助金 115,590 ・農村総合整備対策費 ・自然環境整備交付金 ・農畜産物輸出拡大施設整備事業 ○商工費国庫補助金 371,002 ・中小企業金融対策事業費 ・地域企業再起支援事業
【 合 計 】	670,866,873	22,152,756	693,019,629	

(参考)

令和2年度9月補正予算案の概要(ポイント)

1 予算案の概要

(1) 予算規模等

○補正額 221億5,275万6千円 (うちコロナ対策分 79億7,115万2千円)

○補正後予算額 6,930億1,962万9千円

(単位:億円、%)

区 分	R元年度	R2年度								
	3月	当初	4月	5月	6月	7月	7・8月 (専決)	9月 (案)	補正後	当初比 増減率
合 計	3	6,128	94	8	301	167	11	222	6,930	13.1%
コロナ対策	3	-	94	8	236	167	11	80	595	-
その他補正	-	-	0	0	66	0	0	142	208	-

(2) 主な歳入歳出

(単位:百万円)

歳入		補正額	歳出		補正額
国庫支出金		5,239	総務費		14,313
うち臨時交付金		2,241	民生費		2,182
うち包括支援交付金		2,100	衛生費		825
繰越金(※1)		7,623	商工費		4,532
諸収入(※2)		9,263	教育費		110

(※1)令和元年度決算剰余金

(※2)うち、住宅供給公社の清算に伴う剰余金が61億円余

県融資制度の拡充に伴う貸付金元利収入が30億円余

(3) 地方創生臨時交付金(単独事業分)

(単位:百万円)

限度額			充当額 (※1)	残額 (※2)
1次分	2次分	合計		
5,567	12,971	18,538	16,894	1,644

(※1)4月から9月補正予算案までの合計額

(※2)残額は融資制度の後年度負担分に係る基金積立に活用予定

2 新型コロナウイルス感染症対策の内容

(1) 感染拡大防止策と医療体制の強化

9事業

2,850百万円

① 感染拡大防止を徹底するための対策

○保健所及び福祉子どもセンターの衛生環境改善のための施設改修等 387百万円

○県立学校、県立図書館、国民宿舎等の衛生環境改善のための施設改修等 242百万円

② PCR検査・医療体制の更なる強化

○クラスター発生等に備えたPCR検査体制の強化 114百万円

○医療従事者等に対する慰労金の支給(対象者の増)や、精神科救急医療機関への支援 2,090百万円

③ 危機事象への備え

○大規模災害に備えた備蓄物資(マスク・消毒液)の購入 17百万円

(2)雇用維持と事業継続のための支援(セーフティネット)	3事業	3,624百万円
-------------------------------------	------------	-----------------

① 地域を支える中小・小規模事業者への支援

- 中小・小規模事業者の資金繰り支援(県融資制度の更なる拡充) 3,510百万円
- 中小企業等の販路回復やICT活用への支援(事業費の増) 60百万円

② 雇用を守り抜く取組

- コロナ関連で離職された方を採用する県内企業に対する支援(採用1名につき10万円の支給) 54百万円

(3)地域経済の再生・復興に向けた支援	1事業	842百万円
----------------------------	------------	---------------

① 飲食店等を応援する取組

- 国の「Go To Eatキャンペーン」を活用した全県的なプレミアム付食事券発行支援 115百万円

② 地産地消・応援消費の輪を広げる取組

- 市町村におけるプレミアム付商品券発行支援(第2弾)等、地域の実情に応じた商業振興策への支援 727百万円

(4)みやざきの成長へつなげる取組	3事業	655百万円
--------------------------	------------	---------------

① 農林水産業の基盤強化

- 農産物の輸出拡大に向けた設備導入等への支援や外食産業の店舗改装等への支援 59百万円

② デジタル化・リモート化の推進

- 商工会・商工会議所等における情報機器整備等への支援 24百万円
- 県庁のテレワーク環境整備等による行政事務のデジタル化・リモート化の推進 572百万円

3 その他補正

(1)公共事業	65百万円
----------------	--------------

- 補助公共事業(国庫補助決定に伴うもの)
 - ・自然公園等整備事業、公共農村総合整備対策事業

(2)非公共事業	14,116百万円
-----------------	------------------

- 主な事業
 - ◆**マイナンバーを活用した消費活性化促進事業 5百万円
 - ・宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金積立金 6,171百万円
 - ◆**災害時歯科保健医療提供体制整備事業 10百万円

(3)主な債務負担行為

- 県有スポーツ施設整備事業 (令和3~21年度、限度額) 16,765百万円
国民スポーツ大会のプール会場整備に係る設計・建設、開業準備及び運営・維持管理費に係る債務負担

令和2年度 9月補正予算案

○ 総務部 歳出予算課別集計表

(議案第1号関係)

(一般会計)

(単位:千円)

会計名	課名	令和2年度			令和元年度	
		補正前の額	補正額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
一般会計	総務課	305,180	0	305,180	289,385	277,359
	人事課	4,917,214	0	4,917,214	4,740,911	5,060,868
	財政課	88,623,942	13,736,568	102,360,510	83,945,272	96,926,668
	財産総合管理課	3,587,684	0	3,587,684	9,569,527	9,910,981
	税務課	51,204,899	0	51,204,899	45,725,606	42,033,197
	市町村課	1,377,845	0	1,377,845	2,504,564	2,024,780
	総務事務センター	757,632	0	757,632	737,847	695,510
	危機管理課	676,653	18,924	695,577	1,230,893	1,187,429
	消防保安課	1,326,894	0	1,326,894	909,190	782,179
	計	152,777,943	13,755,492	166,533,435	149,653,195	158,898,971

(公債管理特別会計)

特別会計	財政課	104,129,970	0	104,129,970	113,662,944	112,576,712
------	-----	-------------	---	-------------	-------------	-------------

(一般会計+特別会計)

総務部 合計		256,907,913	13,755,492	270,663,405	263,316,139	271,475,683
--------	--	-------------	------------	-------------	-------------	-------------

事業名	災害救助法に伴う救助費
<p>1 事業の目的・効果</p> <p>東日本に甚大な被害を及ぼした令和元年10月の台風19号（東日本台風）において、延岡市が交流のある福島県いわき市に対して飲料水の供給を行ったことに伴い、災害救助法に基づき延岡市へ救助費の支弁を行う。（災害救助法により救助費の求償や支弁は、都道府県を通じて行うこととされている。）</p> <p>2 事業概要等</p> <p>(1) 予算額 1,924千円</p> <p>(2) 財源内訳 特定財源（同額を福島県へ求償）</p> <p>(3) 事業期間 令和2年度</p> <p>(4) 事業内容 延岡市への災害救助費の支弁</p>	
事業名	防災活動支援事業
<p>1 事業の目的・効果</p> <p>大規模災害発生時において、市町村の避難者等の物資給付が困難となった場合は、災害対策基本法に基づき県が支援することとされていることから、県においてマスクや手指消毒液を備蓄し、避難所等における感染症対策を図る。</p> <p>2 事業の概要</p> <p>(1) 予算額 17,000千円</p> <p>(2) 財源内訳 一般財源（臨時交付金）</p> <p>(3) 事業期間 令和2年度</p> <p>(4) 事業内容 マスクと手指消毒液の購入 24万人分</p>	

宮崎県税条例の一部を改正する条例

税 務 課

1 改正の理由

- (1) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るため、指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権を放棄した場合の寄附金税額控除の特例として、個人住民税の寄附金税額控除の対象とする制度が設けられたことから、条例で当該寄附金税額控除の規定を定める。
- (2) 法人県民税法人税割の税率については、財政上その他の必要がある場合は制限税率である2%の範囲内において標準税率である1%を超える税率で課税することができることとなっている。本県は、昭和51年から法人県民税法人税割の超過課税を実施し、現在1.8%の超過課税を行っているが、適用期限が令和3年1月31日に終了する事業年度分までとなっている。
今後も、社会保障関係費や公共施設等の老朽化対策について、特別の財政需要が見込まれるとともに引き続き厳しい財政状況が予想されることから、適用期限延長の改正を行う。
- (3)及び(4) 地方税法の改正に伴い、令和4年度及び令和5年度分の自動車税の種別割額を75%軽減する規定を追加するとともに、令和元年度及び令和2年度分の規定を削除するため、改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の創設
(附則第5条の2)
所得割の納税義務者が国の指定行事のうち、入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を指定期間内にした場合には、寄附金として支出したものとみなす規定を追加する。
- (2) 法人県民税法人税割の超過課税の適用期限を5年間延長する。
(附則第6条第1項)
- (現 行) 令和3年1月31日までの間に終了する事業年度分
(改正案) 令和8年1月31日までの間に終了する事業年度分

- (3) 令和4年度及び令和5年度に係る種別割の税率の特例（75%軽減）の規定を追加する。 (附則第12条)

取得期間 令和3年4月1日～令和5年3月31日

軽減年度 令和4年度、令和5年度（取得の翌年度のみ）

区 分	軽減率
①電気自動車 ②燃料電池自動車 ③天然ガス自動車 （H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成） ④プラグインハイブリッド車 ⑤クリーンディーゼル車 （H30規制適合又はH21規制適合）	75%軽減

- (4) 令和元年度及び令和2年度に係る種別割の税率の特例（75%又は50%軽減）の規定を削除する。 (附則第12条の2)

(現 行) 令和元年度及び令和2年度

(改正案) 削除

3 施行期日

この条例は、(1)については令和3年1月1日から、(2)については令和3年2月1日から、(3)及び(4)については令和3年4月1日から施行する。

議案第7号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

人事課行政改革推進室

1 改正の理由

漁業法の改正による海区漁業調整委員会の委員の解職制度の廃止に伴い、地方自治法施行令が改正され、地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準が見直されたことから、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

地方自治法施行令で定める基準を参酌して、海区漁業調整委員会の委員に係る損害賠償責任の限度額を、基準給与年額に4を乗じた額から2を乗じた額に改正する。

改正前	改正後	限度額
知事	知事	基準給与年額に6を乗じた額
副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員 監査委員又は <u>海区漁業調整委員会の委員</u>	副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員 又は監査委員	基準給与年額に4を乗じた額
人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁業管理委員会の委員 又は公営企業管理者若しくは病院事業管理者	人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、 <u>海区漁業調整委員会の委員</u> 、 内水面漁業管理委員会の委員 又は公営企業管理者若しくは病院事業管理者	基準給与年額に2を乗じた額
職員	職員	基準給与年額に1を乗じた額

3 施行期日

令和2年12月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

人 事 課

1 改正の理由

新型コロナウイルス感染症に係る国の手当の措置状況等を踏まえ、感染症予防等手当の特例を定めるほか、その他の手当について支給要件の見直し等を行うため、関係規定の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 感染症予防等手当の特例

① 内容

新型コロナウイルス感染症の患者が滞在する施設又はこれに準ずる場所において、作業に従事した職員に対し、特例の手当を支給する。

ア 場所

宿泊療養等を行うための施設、患者の搬送に係る車両など

イ 作業

患者に接して行う作業、患者が使用した物件の処理など

② 手当額

従事した1日につき3,000円

(患者の身体に接触して行う作業等に従事した場合は4,000円)

(2) その他の手当

① 社会福祉業務手当

児童福祉司等の処遇改善を図るという国の方針を踏まえ、児童福祉法に係る業務に従事した場合の手当額を1日につき600円から950円に引き上げる。

② 家畜伝染病防疫等手当

国の手当の措置状況等を踏まえ、対象疾病及び対象作業の見直しを行うほか、著しく危険と認められる作業に従事した場合は、手当額に100分の100に相当する額を加算した手当を支給する。

ア 対象疾病及び対象作業の見直し

豚熱を対象疾病に追加し、豚熱のまん延防止に係る野生いのししの死体の運搬等の作業を手当の支給対象とする

イ 著しく危険と認められる作業(加算要件)

口蹄疫のまん延防止に係る牛若しくは豚のと殺又は豚熱のまん延防止に係る豚のと殺

(3) その他

法律等の改正に伴う文言の改正を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。

ただし、感染症予防等手当の特例に係る改正については令和2年3月4日から、社会福祉業務手当及び家畜伝染病防疫等手当に係る改正については令和2年4月1日から適用する。

議案第10号

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

総務事務センター

1 改正の理由

漁業法の改正に伴い、同法を引用する関係規定の改正を行うものである。

2 改正の内容

適用の対象となる職員に関する規定のうち、海区漁業調整委員会の書記等漁業法の規定を引用しているものについて、同法の改正に伴い、次のとおり引用する条文の改正を行う。

- (1) 第1条第3項第10号の「第85条第6項」を「第137条第6項」に改める。
- (2) 同号中「第109条」を「第151条」に改める。
- (3) 同号中「第132条」を「第173条」に改める。

3 施行期日

令和2年12月1日から施行する

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

人 事 課

1 改正の理由

会計年度任用職員については、任用形態や任用手続きが様々であることから、国等からの要請に基づき、地方公務員法第31条の規定によるサービスの宣誓を、それぞれの職員に適した方法で行うことができるよう、所要の改正を行う。

2 改正の内容

新たに地方公務員になった者については、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の前で宣誓書に署名してからでなければ職務を行ってはならないが、会計年度任用職員のサービスの宣誓については、任命権者が別段の定めをすることができるよう規定するもの。

【条例第2条第2項】（新設）

地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

3 施行期日

公布の日から施行する。

宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

市 町 村 課

1 改正の理由

住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）を通じて、都道府県知事保存本人確認情報を利用及び提供できる事務を宮崎県住民基本台帳法施行条例において定めている。

漁業法の改正に伴い、一部の事務について今後の利用が見込まれなくなったため、関係規定を改正するものである。

2 改正の内容

漁業法に基づき設置される海区漁業調整委員会の委員のうち、漁民代表委員については、漁業法において準用する公職選挙法の規定に基づく選挙により選出されており、委員の立候補届出等の際、同選挙を管理する県選挙管理委員会において、住基ネットを通じて氏名及び住所を確認することが可能であった。

改正漁業法においては、漁民代表委員の公選制が廃止され、公募により委員を選定し、議会の同意を得た上で知事が任命することとされたため、関係規定の削除を行う。

3 施行期日

令和 2 年 12 月 1 日

専決処分の承認を求めることについて

財 政 課

報告第1号

令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）

令和2年7月29日 専決

新型コロナウイルス感染症対策に関する休業要請等に伴う協力金に係る補正

補正額	32,575千円
補正後	669,806,419千円

1 歳入

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	最終予算額
国庫支出金	139,783,723	32,575	139,816,298
歳入合計	669,773,844	32,575	669,806,419

2 歳出

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	最終予算額
衛生費	34,782,413	32,575	34,814,988
歳出合計	669,773,844	32,575	669,806,419

報告第2号

令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）

令和2年8月4日 専決

新型コロナウイルス感染症対策に関する休業要請等を県下全域に拡大したことに伴う休業要請等協力金及び感染防止対策支援金に係る補正

補正額	1,060,454千円
補正後	670,866,873千円

1 歳入

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	最終予算額
国庫支出金	139,816,298	1,060,454	140,876,752
歳入合計	669,806,419	1,060,454	670,866,873

2 歳出

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	最終予算額
衛生費	34,814,988	1,060,454	35,875,442
歳出合計	669,806,419	1,060,454	670,866,873

宮崎県森林環境税条例の施行状況及び今後の方針等について

税 務 課

1 森林環境税条例について

- (1) 平成18年4月から森林環境税を導入している。
- (2) 現在の適用期限が、個人については令和2年度分まで、法人については令和3年3月31日までに開始する事業年度分までとなっていることから、環境森林部を中心に、適用期限の延長について検討を進めている。

2 環境森林部の基本的考え方

超過課税の適用期限を次の理由により延長したい。

(1) 使途事業の成果

森林ボランティア団体や企業等による森林づくり活動が広がり、広葉樹の植栽や伐採後の速やかな再生林等により森林の整備・保全が進み、森林環境教育によって次代を担う人づくりが図られている。

(2) 森林づくりへの要請

木材価格の低迷など森林・林業を取り巻く環境が依然として厳しい中、災害や地球温暖化の防止等、森林の多面的機能に対する期待が一層高まっており、森林づくりを通じてその要請に応えていく必要がある。

(3) 県民等からの評価

県民アンケートでは、税の継続に賛同する意見が7割を超えており、地域意見交換会においても継続の意見が多い。また、有識者からなる「森林環境税活用検討委員会」においても、継続すべきとの意見である。

(4) 国の森林環境税との使途区分

昨年4月に、国の森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたが、国税が対象としない県民参加の森林づくりや、公益的機能の維持増進のための再生林対策等は、県の森林環境税により、引き続き取り組んでいく必要がある。

3 今後の方針等について

今議会における環境農林水産常任委員会への報告結果を受け、条例改正案を令和2年11月定例会に上程予定。

5 宮崎県森林環境税の継続について

環境森林課みやぎきの森林づくり推進室

(1) 経緯

県では、県及び県民等が協働して取り組む森林環境の保全に関する施策の費用に充てることを目的に、平成18年4月に宮崎県森林環境税を導入し、平成23年、28年に課税期間をそれぞれ5年間延長してきたが、令和2年度で3期目が終了となることから、本税の今後のあり方について検討を進めてきた。

- 令和元年 8～11月 ・ 県内8地域で県民との地域意見交換会を実施
(高千穂、延岡、日向、高鍋、宮崎、小林、都城、日南)
- 11～12月 ・ 県民、企業を対象にアンケート調査を実施
(県民1,200人、企業500社)
- 令和2年 6月 ・ 第1回宮崎県森林環境税活用検討委員会を開催
・ 環境農林水産常任委員会に使途事業の成果や県民意識調査の結果等を報告

(2) 方針(案)

以下の理由により本税を継続することとしたい。

① 使途事業の成果

森林ボランティア団体や企業等による森林づくり活動が広がり、広葉樹の植栽や伐採後の速やかな再造林等により森林の整備・保全が進み、森林環境教育によって次代を担う人づくりが図られている。

② 森林づくりへの要請

木材価格の低迷など森林・林業を取り巻く環境が依然として厳しい中、災害や地球温暖化の防止等、森林の多面的機能に対する期待が一層高まっており、森林づくりを通じてその要請に応えていく必要がある。

③ 県民等からの評価

県民アンケートでは、税の継続に賛同する意見が7割を超えており、地域意見交換会においても継続の意見が多い。また、有識者からなる「森林環境税活用検討委員会」においても、継続すべきとの意見である。

④ 国の森林環境税との使途区分

昨年4月に、国の森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたが、国税が対象としない県民参加の森林づくりや、公益的機能の維持増進のための再造林対策等は、県の森林環境税により、引き続き取り組んでいく必要がある。

(3) 宮崎県森林環境税制度の概要（案）

	第3期	第4期（案）
課税期間	平成28年度～令和2年度	令和3年度～令和7年度
課税方式	県民税均等割超過課税方式 （法定普通税）	同 左
税 額	個人：年額500円 企業：均等割額（年額）の 5%相当額	
使 途	<ul style="list-style-type: none"> ① 県民の理解と参画による森林づくり <ul style="list-style-type: none"> ・森林ボランティアや企業による森林づくりへの支援 等 ② 公益的機能を重視した森林づくり <ul style="list-style-type: none"> ・水源地上流域等における広葉樹造林 ・間伐、公有林化（平成30年度まで） ・荒廃溪流対策 等 ③ 資源の循環利用による森林づくり <ul style="list-style-type: none"> ・速やかな再生林への支援 ・県産材利用の推進（平成30年度まで） ・バイオマス活用支援 等 ④ 森林を守り育む次代の人づくり <ul style="list-style-type: none"> ・地域や学校での森林環境教育の実践 ・森林・林業に関する研修の実施 等 	<ul style="list-style-type: none"> ① 県民の理解と参画による森林づくり <ul style="list-style-type: none"> （拡充）・税使途事業のPR強化 ・森林ボランティア支援対象の追加 ② 多面的機能を発揮する豊かな森林づくり <ul style="list-style-type: none"> （拡充）・優良苗木の安定供給 ③ 森林を守り育む次代の人づくり <ul style="list-style-type: none"> （拡充）・森林空間でのワーケーション支援 ・狩猟者の確保・育成 ・幅広い世代への新たな森林環境教育

(4) 今後のスケジュール

- 令和2年10月 ・第2回宮崎県森林環境税活用検討委員会の開催
（基本方針（第4期）（案）に対する意見聴取等）
- ・パブリックコメントの実施
- 11月 ・県議会に条例改正案を提出
- 令和3年2月 ・県議会に予算案を提出

【参考：他県の状況】

全国の37府県において森林環境税等を導入しており、これまで全て期限到来時に延長が行われている。また、本年度に終期を迎える大分県など9府県も、継続の方向で検討を進めている。

令和2年7月豪雨に伴う熊本県芦北町への職員派遣（短期）について

危機管理課
人事課
市町村課

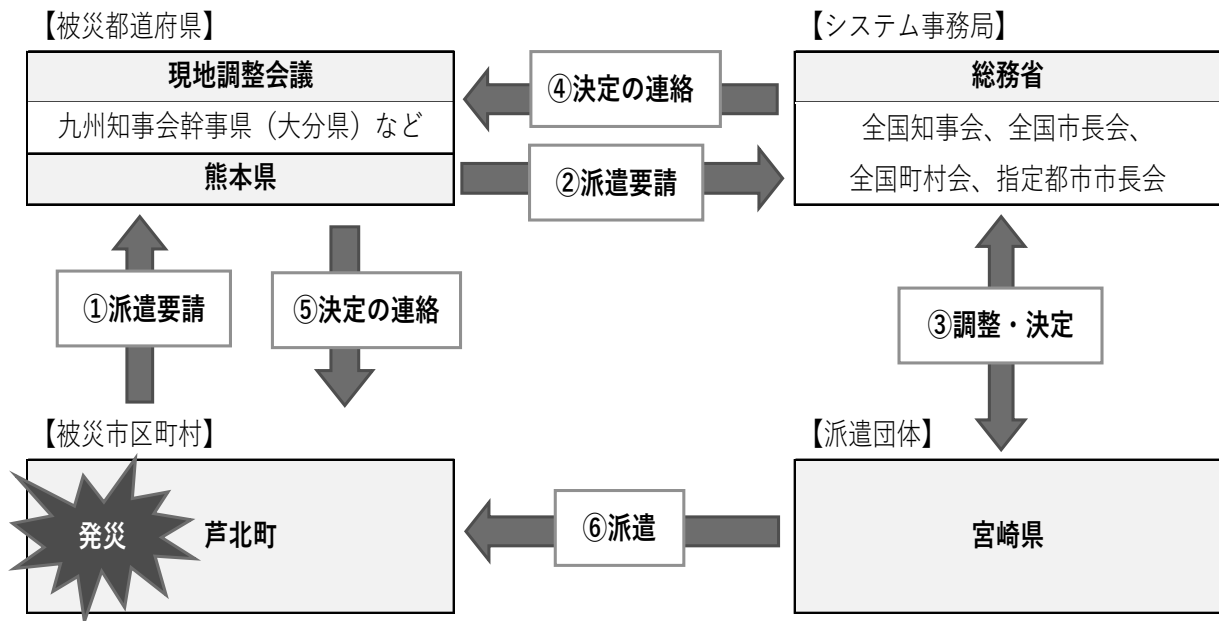
1 概要

令和2年7月豪雨で甚大な被害にあった芦北町に対し、被災市区町村応援職員確保システムにより応援職員を派遣したものの。

※ 被災市区町村応援職員確保システム

平成30年に総務省が設けた制度で、大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限活用し、被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣システム。

被災市区町村ごとに担当する都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる「カウンターパート方式」を取っている。



「被災市区町村応援職員確保システム」のフロー図（今回のケース）

2 活動内容

(1) 総括支援

災害対応に関する助言・調整、被害状況や応援職員のニーズ把握及び関係機関との連携

(2) 対口支援

被災家屋調査、罹災証明書の交付申請受付及び被災者支援制度の相談対応

3 派遣期間及び派遣職員数

(1) 派遣期間

令和2年7月9日から令和2年9月2日まで

総括支援：令和2年7月9日から令和2年7月16日まで

対口支援：令和2年7月12日から令和2年9月2日まで

※芦北町職員にコロナ感染者が発生したため、8/24～8/26まで派遣を中断

(2) 派遣職員数

	総括支援		対口支援		合計	
	人数	延人数	人数	延人数	人数	延人数
県	5	21	36	240	41	261
市町村	—	—	18	120	18	120
合計	5	21	54	360	59	381

※市町村：宮崎市（4人）、都城市、日南市、小林市（2人）、日向市、串間市、三股町、高原町、国富町、綾町、川南町、門川町、諸塚村、日之影町

※延人数＝人数×業務従事日数

4 総括

(1) 芦北町役場の状況

- ・熊本県及び県内市町村からも応援職員が派遣されていたが、全体としてマンパワーが不足しており、役場職員は早朝から深夜まで災害対応に追われ、休日もほとんどない状況が続いていた。このため、本県からの支援に対しては大変感謝された。
- ・罹災証明関係業務等は災害時にしか発生しない業務であるため、経験のある職員が少なく、組織としてのスキルが不足していた。

(2) 職員派遣を通じて見えてきた今後の課題

- ・県及び市町村のBCP（業務継続計画）が災害発生時に有効に機能するための研修や訓練の実施
- ・県及び市町村職員を対象とした被災家屋の調査や被災者支援制度に関する研修等の実施

令和2年台風第10号による被害状況等について

危機管理課

1 気象警報の発表状況

- 9月4日(金) 23:44 宮崎市で大雨警報発表(9月5日4:15解除)
 9月6日(日) 9:17 宮崎市など、16市町村で大雨警報発表
 その後順次、大雨警報、洪水警報発表
 13:48 県内全域で暴風警報発表
 9月7日(月) 20:00までに県内全域で気象警報解除(椎葉村が最後)

2 主な被害状況(9月11日 15時時点の速報値)

市町村	人的被害				住家被害					非住家被害	
	死者	行方不明	負傷者		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共施設	その他
			重傷	軽傷							
人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	
宮崎市				2							
延岡市				2							
日向市				1							
串間市				1							
えびの市				1							
小林市							3				3
三股町											2
椎葉村		4		1	1						2
合計	0	4	0	8	1	0	3	0	0	0	7

※椎葉村の被害は土砂災害によるもの

3 県の警戒体制

9月4日 16:00 災害対策本部を設置(9月11日時点、継続中)

4 市町村の警戒体制

- 9月6日10時までに、全市町村が災害対策本部、災害警戒本部等を設置
その後、警報解除等に伴い、順次、廃止
- 椎葉村のみ災害対策本部を継続中(9月11日時点)

5 避難状況等

- 全市町村が順次、避難勧告等を発令
- 避難者数のピーク(9月7日午前0時~3時時点)
11,838世帯 22,677人
- 9月10日18時時点で避難者なし

6 停電状況

- ピーク時(9月7日午前2時時点)、26市町村 約5万7,050戸で停電
- 9月8日21時39分までに全て停電復旧

